

IV

1975年からは、公的扶助委員による資力調査の形成も整えられることになり、保証所得額を決定するに際しては収入の多くが無視されるようになった。たとえば家族手当、家賃補助、医療扶助、各種公的扶助給付は資力調査の収入認定からは全くはずされることになったし、その他の収入や財産についてもその取扱は緩和されるようになっている。

例えば、1974年にこの制度が発足しており単身者の年保証所得額が40,000 フラン（これは製造業労働者の平均賃金の約25%に相当する）であったと仮定し、この者の収入が別に15,000 フランあった場合をあてはめてみると、新制度では保証所得額から 5,000 フランだけが差引かれ、合計50,000 フランの所得を得ることができることになっている。

U.S. Dept. of H.E. and W.,
Social Security Bulletin,
May 1975, Vol. 38, No.5, pp. 30 - 32.
(一圓光彌 健保連)

社会保障こぼれ話

社会保障制度の自動的調整

(アメリカ)

1972年と1973年における社会保障法の改正により、老齢・遺族・廃疾・健康保険制度(DASDHI)の現金給付には、生計費の上昇に応じた自動的調整が採用され、1975年6月1日から最初の自動的調整が実施された。この調整による引上げ率は 8.0 % であった。

生計費の変化に対応させるこの自動的な給付引上げは、1974年の第2四半期から1975年の第1四半期までを対象として、労働統計局の消費者物価指数(CPI)に現われた変化を反映させたものである。8.0 % の引上げ率は1974年の4月、5月、および6月におけるCPIの平均で、1975年の1月、2月、および3月におけるCPIの平均を割ることによって決定された。次回の自動的調整は1975年の第1四半期から、1976年の第1四半期までにCPIに生じた変化にもとづいて行なわれるが、その調整はCPIの変化と同一の引上げ率で、1976年の6月に実施されるだろう。

給付を引上げるこの自動的調整以外に、2つの自動的調整が行なわれることになっている。それらは拠出と給付を算出する収入の上限を、年金をなんら減額されない限度とされる年金受給者の収入上限である。拠出と給付の算出対象とされる収入の上限では、1974年の秋に初めて自動的調整による引上げが決定され、1975年の初めからその調整が実施された。その決定により、収入上限は1974年の13,200ドル(年額)から、1975年1月の14,100ドルに引上げられた。また、年金受給者が年金を減額されることなく取得できる収入の上限は、1974年の2,400ドル(年額)から、1975年の

(14 頁につづく)

ある。これによると薬剤の消費量も費用もそれほど大きく増大していない。

表4は、薬剤価格と生計費を比較したものである。これによると薬剤価格は生計費よりも伸びが小さい。

表4 薬剤価格と生計費の伸び (単位: %)

年	薬剤価格(薬局購入価格)	生計費
1965	1.7	4.0
1966	2.6	2.9
1967	1.0	0.6
1968	2.0	2.5
1969	1.6	2.9
1970	4.3	4.0
1971	4.0	5.8
1972	4.0	6.5
1973	3.9	7.8

(資料)表2と同じ。

薬剤価格は、1968年1月1日からの疾病金庫への供給に対する売上税免除の廃止および1968年7月1日からの薬品税の引上げにより上昇しているはずであるが、生計費の伸びの方が大きい。10マルクの薬剤価格(薬局販売価格)の構成(平均)はつぎのようになっている。

生産者取得分	4.70 マルク
問屋取得分	0.90 マルク
薬局取得分	3.40 マルク
収 益 税	1.00 マルク
	10.00 マルク

以上のような状況からして西ドイツでは、長期的には薬剤費の増大がみられるものの、いまのところそれほど深刻な状況とはいえないようだ。

Arbeit und Sozialpolitik, 2/1975, 5/1975. (石本忠義 健保連)

社会保障こぼれ話 (8頁からづく)

2,520 ドルに、つまり、月額で 200 ドルから 210 ドルに引上げられた。これらの上限引上げでは、次の調整は1975年の秋に決定されるであろう。その場合の調整は1974年の第1四半期から、1975年の第1四半期までの期間に、賃金に現われた変化にもとづいて行なわれ、事実上引上げられた上限は1976年1月から実施されることになる。しかし、上述した期間に生じた変化を用いた上限引上げが所定の水準を超えるければ、上限の引上げは行なわれない。それら所定の水準というのは、拠出と給付の算出対象とする収入が14,250 ドルで、年金受給者が年金の減額なしに取得できる収入の上限が月額 215 ドルである。

O A S D H I の現金給付は、労働者の平均月収から算出された第1次保険額を用いて算出されるが、現金給付の自動的調製が実施された場合には、C P I の上昇率と同一の乗率を用いて古い第一次保険額を引上げた新らしい第一次保険額が、いつでも算出されることになっている。また、拠出と給付の算出対象となる収入上限が引上げられたときには、従来の収入上限を超える部分に対する補償率を含めた算出方式が用意される。1975年6月における給付の自動的調整により、現在の第1次保険額は次のような方式で算出される。つまり、労働者の平均月収は上限の 1,175 ドルまでを7グループに分けられ、それぞれに乗率が定められており、それらの乗率を用いて、第1次保険額が決定される。1975年6月におけるそれらの乗率は、最初の 110 ドルまで 129.48 %, 次の 290 ドルまで 47.10 %, その次の 150 ドルまで 44.01 %, その次の 100 ドルまで 51.73 %, さらに 100 ドルまで 28.77 %. その上の 250 ドルまで 23.98 %, 最後のグループである 175 ドルまで 21.60 % である。この乗率を用いて得た金額の合計が第1次保険額になり、その最低は平均月収 76 ドル以下に対する 101.40 ドルである。い (33 頁へづく)

the beneficiary as measured over a prescribed period」とされており、これに関して西ドイツ政府が、「earnings during the whole period of insurance taken into account for establishing title to benefit」について言及しているのかを質したのに対して、ILO事務局は、何らそうした解釈を妨げるものではないと回答している。したがって、わが国の健保、厚年における平均標準報酬を給付の算定基準とすることは「所定の規則により」という条約の定め方に、形式上も内容的にもてい触しないと考えられる。

また、健保、厚年、労災各保険について、ボーナスを含めて考えるとすれば、個々の被保険者について基本賃金とボーナスの比が異っているため、これらの保険による給付が条約の基準に合っているかどうかを証明することは非常に困難となろう。

第68条 「外国人居住者に対する均等待遇」。

この規定は、「特に老齢・廃疾及び遺族給付に係る無拠出制度について濫用が生ずる可能性を防ぎ財政的均衡を守るために設けられた。例えば外国人居住者について他の居住者に要求されないような居住についての資格期間を課すとか、他の居住者より長期の居住要件を許容する必要があると考えられる。こうした場合、外国人を対象とした特別規定は、時には自国民に比べて給付の支給について一層厳しい条件を付することがある」という公式レポートの記述は、そのまま受け容れてよいものと思われる。

社会保障こぼれ話 (14頁からつづく)

それにもしても1975年6月現在の老齢退職者(65歳)に対する給付では、最低額は月額101.40ドルで、最高額は男子が341.70ドル、女子が366.40ドルであった。

なお、8%の自動的調整は補足的所得保障制度の給付にも実施され、給付は単身で月額157.70ドル、夫婦で236.00ドルになった。

Automatic Increase Undr the Social Security
Programs, Social Security Bulletin, Vol. 38, No. 7,
July 1975, pp. 33-36.

(社会保障研究所 平石長久)

(前厚生省大臣官房国際課長)